

新型コロナウイルス感染症の影響による休業・減収等により、
緊急かつ一時的な生活費を必要とする皆様への
生活福祉資金特例貸付の制度が始まっています

相談受付窓口

社会福祉法人 中津市社会福祉協議会 地域福祉課自立相談支援係

〒871-0021 中津市沖代町 1-1-11 中津市教育福祉センター内

TEL 0979-(23)-2095

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合

緊急小口資金

対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、
生計維持のため緊急な貸付を必要とする世帯

貸付上限額：10万円以内(世帯の状況により、20万円以内)

据置期間：1年以内

償還期限：2年以内

貸付利息・保証人：無利子・不要

申請時に必要な書類等 (書類をそろえる前に、まずはご相談ください)

- ①身分証明できるもの(免許証、健康保険証、顔写真付き身分証明書 等)
- ②申込者の預金通帳
- ③減収が確認できる書類等
- ④印鑑
- ⑤住民票

失業等により生活再建までの間に期間を要する場合

総合支援資金

対象者：新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に
困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

貸付期間：原則3ヶ月以内

貸付要件として、自立相談支援員による継続的支援(就労支援・家計相談支援等)
を受けることが要件となりますので、詳細は相談窓口にてお問い合わせください。